

議案第7号

二宮町地域包括支援センター運営協議会条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

町の附属機関の見直しにより、二宮町地域包括支援センター運営協議会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町地域包括支援センター運営協議会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する圏域の設定に関すること。
 - イ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所に関すること。
 - ウ 運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。
- (2) センターの運営及び事業内容の評価に関すること。
- (3) その他、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 保健、医療又は福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に第3条第2項の規定により新たに委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

3 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1介護保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

地域包括支援センター運営協議会委員	〃	6,200円
-------------------	---	--------

(議案第7号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前		
別表第1		別表第1		
職名	報酬額	職名	報酬額	
(略)		(略)		
介護保険運営協議会委員	6,200円	介護保険運営協議会委員	6,200円	
地域包括支援センター運営協議会委員	6,200円			
介護認定審査会委員	合議体の長	30,000円	合議体の長	30,000円
	医師・歯科医師	27,800円	医師・歯科医師	27,800円
	医師・歯科医師以外	15,000円	医師・歯科医師以外	15,000円
(略)		(略)		